

免許番号 区第310号

漁場の位置 洲本市由良成ヶ島南西岸地先

漁場の区域 次の点のうちB、ア、C及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

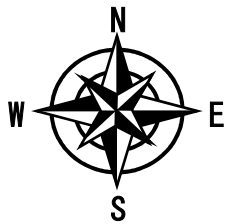
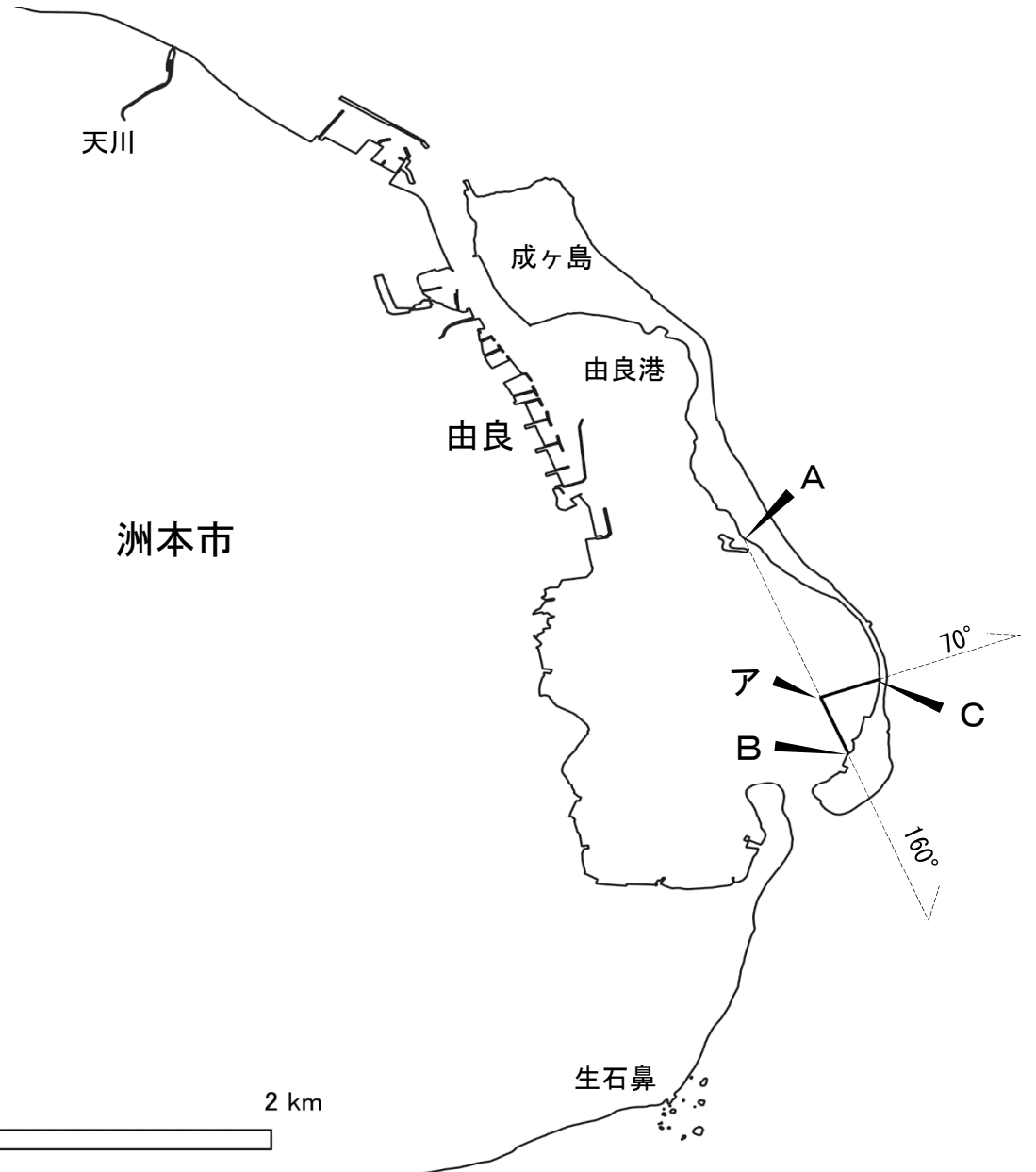
点の位置

A 洲本市由良成ヶ島切戸の鼻（北緯34度17.15分、東経134度57.23分）

B Aから160度の線と成ヶ島成山海岸の最大高潮時海岸線との交点

C アから70度の線と成ヶ島成山海岸の最大高潮時海岸線との交点

ア 北緯34度16.82分、東経134度57.38分



令和5年9月1日 免許
区第310号



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	洲本市由良一丁目20番29号 由良町漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第310号		摘 要	